

簿記検定受験者の皆様へ

受験申込に際しましては下記の「受験者への連絡・注意事項」のご承諾が条件となります。下記事項を一読いただき、承諾いただいたうえで受験申込書をご記入ください。

受験者への連絡・注意事項

水俣商工会議所／日本商工会議所

- 《受験料の返還》 一度申し込まれた受験料の返還および試験日の延期、変更は認められません。
- 《入場許可》 試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
- 《遅刻》 試験開始後の試験会場への入場は認めません。
- 《本人確認》 受験に際しては、身分証明書を携帯してください。
なお、身分証明書とは ・氏名・生年月日・顔写真 のいずれも確認できるものを指し、「運転免許証」「パスポート」「学生証」「社員証」等がこれに該当します。
- 《試験中の禁止事項》 次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
- ・試験委員の指示に従わない者
 - ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
 - ・試験中に、係員の指示に従わず携帯電話を鳴らした者
 - ・試験問題等を複写する者
 - ・答案用紙を持ち出す者
 - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
 - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
 - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
 - ・その他の不正行為を行う者
- 《飲食、喫煙》 試験中の飲食、喫煙はできません。
- 《試験施行後に不正が発覚した場合の措置》 試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
- 《試験内容、採点に関する質問》 試験問題の内容及び採点内容、採点基準・方法についてのご質問には一切回答できません。
- 《答案の公開、返却》 受験者本人からの求めでも、答案の公開、返却には一切応じられません。
- 《合格証書の再発行》 合格証書の再発行はできません。
- 《試験が施行されなかった場合の措置》 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料の返還対応いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
- 《新型コロナウイルス感染対策》 下に該当される方、同意をされない方の受験をお断りする場合があります。
- ・本人確認など試験委員が指示した場合を除き、試験会場および周辺地域では、マスクを着用してください。
 - ・発熱（37.5度以上）や咳等の症状がある場合
 - ・過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合、感染が引き続き拡大している国や地域への訪問歴がある場合、またそのような者との濃厚接触がある場合
 - ・試験当日、試験会場において、受験者に発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。
 - ・受験者の中で感染者が判明した場合には、受験申込時にいただいた個人情報が必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。

お 願 い

★試験日の一週間前までに、受験申込書に記載された住所へ「受験票」「試験要綱」を郵送いたします。試験日の4日前になっても届かない場合はご連絡ください。

★受験当日に身分証明書ををご用意できない方は試験日の5日前迄にご相談ください。

～お問い合わせ・連絡先～

水俣商工会議所

TEL 0966-63-2128

本件に関する担当：福山・口元